

職工側交渉委員は激越の調を以て支部に臨みて報告し「吾人には鐵の如き双腕あり最後の日來るも既に覺悟あり、されど交渉は未だ破裂せるに非ず」と云へり。

## △兩者の進歩的態度

會社は十一日に、職工團に九十名を解雇することを通告したるが、十七日に到るも尙其氏名を發表せず、之れは會社中村常務の配慮より出でたるるところにして、百三十四名の職工中九十名の解雇者氏名を發表せんか職工團の感情は自ら二派に別れ對會社の駆引統一を缺すべきは明瞭なるべく斯くては會社が其日まで職工組合を是認し來れる趣旨を裏切り一種の切崩しとなるべしとなし解雇者氏名を發表せず、又五交渉委員中(解雇豫定者中田惣壽鹽野政五郎坂東保一)三名を減り二名を残すことは之亦五委員の步調を亂すの虞ありとなし當初の豫定を變更し五委員ともに解雇すること、せり、一方職工が連日罷工本部に宛てたる構内食堂も亦閉鎖するの意志を有せざりき、一方職工團が勤続年限の長短に不拘一様に解雇手當額を百八十分宛として要求せるは聞くべき理由あり、即ち大崎方面の工業界の狀勢不振にして、各工場とも人員整理の必要目前に迫れるは争ふべからず、かゝる時に於て工場經營者解雇手當を成べく少額にして濟ますためには必然勤続日淺きものを減首せんこと火を見るよりも瞭かなる事實ならん、而して事實は勤続年限短かきもの少ずしも不熟練工に非ず、かくては短

勤續者に取り忍び難き痛事なるため、短勤續者減首の勢を喰ひ止むべく、平等百八十分分の要求を提出せるものにて百八十分分の根據は本給百八十分分は手當付給料九十日分に匹適し九十日の間には何等かの職に有付くべしと推したるなり、かゝる理由のため平等の要求は日鐵支部が當初より死守せんとしたるところにして前述十六日の重役會議に於て協調會勞務課長小林鐵太郎氏も亦此點に言及し、「解雇手當に對し新舊に依り厚薄を付せんとするは根本的に誤まれるブルジョア式の考なり、解雇手當は賞與にあらず、即ち會社を逐はれたる職工が次の雇主を見出すまでの生活資料なるに、勤務日新しさ職工は古き職工より短日月に雇主を發見し得べしと爲す理由何れにありや」とて職工側の主張に賛意を表したりと。

## △柳樂早大教授の應諾

會社の帳簿全部を査閲し、其負擔に堪へ得るか否かを試みんとする案は、友愛會長鈴木文治氏の案なりと言はる、十七日の會見に於て田口龜藏外四名の委員は中村社長に之を迫り同夜直に幹部會を開き帳簿査閲問題を協議するところあり而して其任に當る者は斯道に於ける相當の具眼者ならざるべからずと爲し其人選方を友愛會本部に一任することに決し十八日友愛會本部を訪へり友愛會本部にては同會評議員たる北澤早大教授に、其詮衡を一任すべしと爲し、同氏を池袋の自邸に訪問せしめたるも、